

(2) 連結実質赤字比率 - (赤字なし)

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字 (資金不足額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位：千円)

区 分		収 支	
①	一般会計	238,102	資金剰余 (不足) 額 = 実質収支額
② 公 営 企 業 会 計	国民健康保険特別会計	16,504	
	介護保険特別会計	26,592	資金剰余 (不足) 額 = 実質収支額
	後期高齢者医療特別会計	1,013	
	簡易水道事業特別会計	933	
	下水道事業特別会計	6,249	
		計	51,291
合計 (①+②)		289,393	
標準財政規模		2,652,789	

【参考値】 早期健全化基準

黒字 > 赤字

10.90% > 20.00%